

環境省自然環境局

局長 渡 邊 綱 男 様

社団法人日本動物園水族館協会  
会長 山 本 茂 行



動物園水族館の所管官庁と高病原性鳥インフルエンザ  
発生時の動物取り扱いについて(要望)

常日頃から、本協会事業にご指導いただき厚く御礼申し上げます。  
さて、表記について、下記の通りご要望いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

一、要望事項

1. 動物園・水族館を所管する部署を環境省に設置していただきたくお願い申し上げます。
2. 環境省が希少野生鳥類の事例を参考として、感染症発生時における動物園水族館動物の取り扱い方針の策定を行うよう、お願い申し上げます。

二、要望理由

日本の動物園水族館は、現東京都恩賜上野動物園が明治 15 年に開園してから 130 年余の歴史を有しております。この間、動物園水族館の役割は、珍しい外国の動物を観覧する施設から野生動物に関する情報提供、生息域外保全、環境教育の施設へと大きく変化し、年間 7,500 万人の国民が訪れる国民生活に不可欠な施設となってきております。

動物園水族館で飼育されている動物は野生動物だけでなく、希少な日本固有の在来家畜・家禽にも及んでおり、いずれも絶滅させてはならない地球及び日本の貴重な共有財産です。

現在、動物園水族館の野生動物保全や管理に関する事業と動物愛護管理法に関しては環境省のご担当となっておりますが、昨年発生した宮崎県での口蹄疫や富山県の鳥インフルエンザに際して、動物園動物対策に包括的に取り組み指導・支援する官庁が不在という事態が露呈し、関係者が対策・対応に、苦慮する状況に陥りました。

この原因は動物園水族館を統合支援する法体系や所管官庁がないことに起因するものです。国家は、伝染病拡大を的確、確実に防ぐ一方で、生物多様性保全のため希少野生動物も希少在来家畜・家禽も、貴重な国民の共有財産として等しく保護する義務があると考えます。

については、(1)動物園水族館事業を円滑に進めていくため、生物多様性を所管する環境省が、動物園水族館の所管官庁となり、関係省庁の調整や立法措置等の整備をしていただくこと。

(2)感染症発生時における動物園水族館動物の取り扱い方針について、環境省の基準を下に、同省が方針の策定を行うこと。以上について、ご尽力をお願い申し上げます。 以上